

# 令和7年度(令和8年4月1日採用) 白河市任期付職員(栄養士) 採用候補者試験実施要項

## 1. 試験職種、採用予定人員、受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格(学歴不問)	主な職務内容
栄養士	1人程度	昭和50年4月2日以降に生まれた方で栄養士免許を有する方または令和8年3月末日までに同免許を取得する見込みの方	小中学校での給食の運営業務(献立作成、アレルギー対応、食材発注等)、施設内の衛生管理に関する業務等に従事します。

※令和7年度に実施した白河市職員採用候補者試験を受験された方も受験できます。

※受験資格について虚偽の申告があった場合は、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

※採用予定人数については、変更となる場合があります。

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。(欠格条項等)

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)白河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※採用日から5年を超えない範囲で任期を延長する場合があります。

## 3. 試験日時及び試験会場等

### (1)第1次試験

区分	試験日時	試験会場
書類選考	※申込受付期間終了後、審査を行います。	—

## (2) 第2次試験

区分	試験日程	試験会場
性格検査 (SPI)	令和8年1月下旬から令和8年2月上旬のうち 希望する1日(予定)	自宅や学校などのインターネット利用環境がある場所 (WEB テスティング)
口述試験	令和8年2月中旬(予定)	白河市役所・本庁舎(予定)

※性格検査(SPI)は指定する期間内に自宅や学校などのインターネット利用環境がある場所で、パソコンを使って受験していただきます(WEB テスティング)。

※第1次試験の合格者を対象に実施します。日程等の詳細はパブリックコネクト上のメッセージでお知らせします。

## (3) 結果通知

試験の結果は、合否に関わらず受験者全員にパブリックコネクト上のメッセージでお知らせします。

# 3. 試験の方法及び内容

## (1) 第1次試験

試験種目	試験内容等
書類選考	提出書類による書類選考

## (2) 第2次試験

試験種目	試験内容等
性格検査 (S P I)	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
個別口述試験	主として人物、識見等について個別面接による試験

## 4. 申込受付期間

申込受付期間
令和7年12月19日(金) 8時30分 ~ 令和8年1月9日(金) 午後5時

## 5. 受験申込方法

[専用サイト\(パブリックコネクト\)より申し込みください。](#)

パブリックコネクト  
QRコード



※申込書類に不備(受験資格が確認できない)等がある申込みは、不受理とさせていただく場合があります。実施要項や申込書類を十分に確認していただき、余裕をもって申込みしてください。

※通信・機器障害によるトラブルについては、本市では一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

※申込書類に含まれる個人情報は、本試験の目的以外には一切使用しません。

### (1) 申込方法

①会員登録



②エントリー



③受験番号の通知

①会員登録	<p><a href="#">パブリックコネクトサイト</a>から会員登録を行ってください。</p> <p>※会員登録方法については、<a href="#">こちら</a>を参照してください。</p> <p>会員登録 QRコード</p> 
②エントリー	<p><a href="#">職員募集ページ</a>からエントリーを行い、 エントリーフォームに回答してください。</p> <p>エントリーページ QRコード</p> 
③受験番号の通知	<p>・受験番号は申込期間終了後、パブリックコネクト上のメッセージでお知らせします。</p>

## 6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。  
※採用候補者名簿の有効期間は1年間
- (2) 採用の時期は、原則として令和8年4月1日です。ただし、欠員状況等により、本人の意向を確認の上、令和8年4月1日以前に採用される場合もあります。
- (3) 資格や免許を取得見込みとして合格した者が、必要な資格や免許を取得できなかった場合は、合格及び採用を取り消すものとします。
- (4) 地方公務員法第22条第1項の規定に基づき、採用は全て条件付とし、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

## 7. その他

任期付職員の採用は、正規(任期に定めのない)職員の採用とは無関係で、正規職員の採用の際に優先されるものではありません。正規職員となるためには、そのための採用試験に合格しなければなりません。

《問い合わせ先》



白河市役所 総務部総務課人事係

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1(本庁舎3階)

電話 0248-28-5503(総務課直通)

E-mail [somu@city.shirakawa.fukushima.jp](mailto:somu@city.shirakawa.fukushima.jp)